

制定施行 平成 19 年 6 月 18 日
一部変更 平成 20 年 2 月 17 日
一部変更 平成 25 年 5 月 19 日
一部変更 平成 25 年 10 月 12 日
一部変更 平成 28 年 7 月 10 日

(目的)

第 1 条 日本栄養士会賛助会員と日本栄養士会役員並びに会員と交流を図り、もって管理栄養士・栄養士の業務の向上を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的に本会則を定める。

(組織)

第 2 条 賛助会員会は、日本栄養士会の賛助会員をもって組織し、日本栄養士会役員並びに会員と連携する。

2 賛助会員会事務局を、公益社団法人日本栄養士会内に置く。

(事業)

第 3 条 賛助会員会の事業は次のとおりとする。

- ① 賛助会員会総会を毎年 1 回開催し、日本栄養士会会員等と交流を行う
- ② 『日本栄養士会雑誌』に賛助会員会のページを設け、順番に日本栄養士会会員に広告とは別に、管理栄養士・栄養士の業務に役立つ、当該団体・企業の有用な情報を提供する
- ③ 賛栄ニュースを随時発行し、賛助会員の相互の情報交換、また、日本栄養士会からの連絡事項を掲載する
- ④ 大規模災害時における物資（特殊栄養食品）の調達をはじめ、日本栄養士会の支援活動に対し協力する。

(会員)

第 4 条 賛助会員会の会員は、日本栄養士会の賛助会員とし、賛助会員の資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

2 賛助会員会の会員は、次の業種に所属するものとする。

- i 出版・教育関係 ii 食品関係 iii 食器・厨房機器関係 iv コンピュータソフト関係 v サービス事業関係

(役員)

第 5 条 賛助会員会の役員は次のとおりとする。

- ① 賛助会員の業種別に幹事を選出する
 - ② 業種別の賛助会員数 20 ごとに 1 名の幹事を選出する。ただし、20 に満たない場合においても 1 名の幹事を選出することができる
 - ③ ②の他に幹事会は幹事を推薦することができる
 - ④ 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない
- 2 幹事は幹事会を組織し、幹事長を選出するほか、賛助会員会の活動を司る。

(会則の変更)

第 6 条 本会則は、幹事会で出席幹事の 3 分の 2 以上の賛成を得て、日本栄養士会理事会の承認を得て変更できるものとする。

(その他)

第 7 条 賛助会員会会費は、すべて公益目的事業に充てる。